



YAMANASHI

# 山梨県太陽光条例

（山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例）

## における住民説明について

令和 5 年 7 月 2 7 日

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

# 目 次

1. 条例の概要・ポイント
2. 設置許可に必要な住民説明会
3. 届出に必要な地域住民等への説明
4. 本WGの論点における課題

# 1. 条例の概要・ポイント ①

## 基本理念

(第3条)

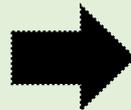
太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならぬことを基本理念とする。

# 1. 条例の概要・ポイント ②

## 設置規制区域

(第7, 8条)

### 新規設置を禁止



区域内に設置する場合は知事の許可が必要

対象：野立て太陽光発電施設

(発電出力を問わない)

#### ① 森林伐採を伴う区域

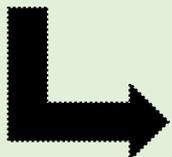
■地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等

#### ② 土砂災害が発生している、又は発生するおそれが高い区域

■地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

#### ③ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域



万全の対策が講じられた施設は許可が可能

(防災対策や環境・景観への配慮など)

許可の判断には関係市町村長の意見を尊重

## 事業者の責務

(第4条)

事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

# 1. 条例の概要・ポイント ④

## 地域住民等への説明等

(第10条)

設置許可の申請にあたっては、  
あらかじめ地域住民等に対して

**事業説明会の開催**  
**事業計画の内容説明** を義務付け

この場合の

**地域住民等の理解を得ること** を努力義務

## 市町村との協力

(第5条)

条例の目的である、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、必要に応じ、関係市町村長に対して協力を求めることができる。

# 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の概要

## 1 【目的】（第1条）

地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

## 2 【対象施設】（第2条）

野立て太陽光発電施設

## 3 【基本理念】（第3条）

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

## 4 【関係機関の協力】（第6条）

知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

## 5 【設置規制区域】（第7条）

次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- （1）森林の伐採を伴う区域
  - 森林法に規定する地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等
- （2）土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域
  - 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
  - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - 山梨県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地の区域
- （3）土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域
  - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

## 6 【設置許可の申請】（第8条）

5の設置規制区域内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、あらかじめ許可申請書を知事に提出しなければならない。

## 7 【申請前に事業者が行う事項】（第9、10条）

- 1 環境及び景観に及ぼす影響の評価
  - 施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行わなければならない。（調査項目）地形・地質、動植物、生態系、水象（湧水等）、騒音、反射光等
- 2 地域住民等への説明
  - 説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
  - 説明を行うにあたっては、地域住民に理解が得られるよう努めるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 8 【設置許可の基準】（第11条）

1 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置を許可することができる。

- （1）森林の伐採を伴う区域
    - 土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれ、水の確保に著しい支障、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。
  - （2）土砂災害等が発生している、若しくは発生するおそれが高い区域
    - 土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであること。
  - （3）土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域
    - 想定される土砂災害等による施設の損壊のおそれがないこと、又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等被害、交通遮断のおそれがないことが明らかであること。
  - （4）前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定に違反しないこと（自然公園法、電気事業法等）。
- 2 知事は1による許可をしようとするときは、設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村長等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
- 3 知事は、1による許可をしたときは、公表するものとする。

## 9 【設置届】（第14条）

太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

## 10 【維持管理】（第18条）

- 1 事業者は、次の維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）を適正に維持管理しなければならない。
  - （1）太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
  - （2）太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
  - （3）土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置が講じられること。
- 2 事業者は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 3 事業者は、2により、計画を作成したときは、公表しなければならない。
- 4 事業者は、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合は、2により作成した計画及びその維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
- 5 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置を講じるとともに、知事に報告しなければならない。

## 11 【廃止届】（第20条）

太陽光発電事業を廃止するときは、事前に事業廃止届を提出しなければならない。

## 12 【措置命令等】（第21～26条）

- 1 許可の内容に適合していない事業者、維持管理基準に適合していない事業者等に対し、指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名等の公表をすることができる。
- 2 公表したときは、国に通報し、FIT認定の取消しを求めるものとする。
- 3 許可を受けずに設置した者、虚偽の届出等を行った者又は正当な理由がなく報告若しくは立入検査を拒んだ者は、5万円以下の過料に処する。

## 13 【経過措置等】（附則）

- 1 設置規制区域及び設置許可に関する事項については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）は適用しない。
- 2 既存施設に係る事業者は、施行日から6月の期間内において、知事への届出その他の必要な対応を行わなければならない。
- 3 施行日 [10kW以上：R3.10.1(新規設置) R4.1.1(既存施設)] [10kW未満：R4.4.1]

## 2. 設置許可に必要な住民説明会

### 【説明会の対象者】

- ① 事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会
- ② 事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民

➡ 設置する施設の規模や立地の状況により **個別に判断**  
(例えば、排水下流域の住民など)

### 【開催方法】

- 原則として会場に対象者を集めて開催
- 会場や日時は、できる限り説明を受ける地域住民等の参加しやすさを考慮
- 周知に当たっては、説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版など、地域の実情に応じて適切な方法で実施

**いずれも事業者は市町村と相談して、  
対象者や開催場所・日時、周知方法を決定**

## 2. 設置許可に必要な住民説明会

### 【説明項目】

#### ① 事業計画

- ・ 事業者名、設置場所、位置及び面積、出力、実施予定期間、など
- ・ 施設の設置から事業終了後の対応について

#### ② 環境及び景観に及ぼす影響の調査・予測・評価方法

#### ③ 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

#### ④ 維持管理計画

#### ⑤ その他必要な説明

### 【説明会の実施】

- ②の方法書の説明、③の評価書の説明、最低2回実施
- 設置許可申請者は必ず説明会に出席
- 開催状況の記録を作成し、議事録を提出

## 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

(第9条)

太陽光発電施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、構成要素の項目ごとに調査・予測・評価を行うとともに、その過程において環境及び景観の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合の影響を総合的に評価しなければならない。

(参考)

環境を構成する要素（環境要素）と環境に影響を与える要因（事業内容）の関係

- 縦軸「環境を構成する要素（環境要素）」と横軸「環境に影響を与える要因（事業内容）」の組み合わせのうち、**白抜きされている項目は、環境影響評価実施の必要性を必ず検討し、環境影響評価を行う項目には「○」を、環境影響評価を行わないこととした項目には「×」を記載した表を、方法書及び評価書へ掲載**
- この表は、太陽光発電事業の特性を踏まえて作成した標準的なものであり、黒塗りの項目についても、事業規模や事業区域の状況に応じて、評価項目として適宜追加

環境に影響を与える要因（事業内容）	土地の造成・施設の設置工事					稼働中		事業廃止時	
	資材等の搬出入	土地の造成・改変	樹木の伐採等	仮設道路等の設置	太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の存在・稼働	維持管理に関する行為（農薬散布等）	設備の撤去・廃棄	設備撤去後の土地の改変
環境を構成する要素（環境要素）									
大気汚染						■	■		
騒音							■		
振動						■	■		
水質汚濁	■							■	
水象(河川、地下水)								■	
地形・地質						■	■		
土地の安定性	■								
反射光	■	■	■	■	■			■	■
植物・動物								■	
生態系									
景観・風景	■			■	■			■	■
人と自然との触れ合いの活動の場								■	■
廃棄物・発生土	■						■		

### 3. 届出に必要な地域住民等への説明

- **設置規制区域外の新設は届出**
- 第4条「事業者の責務」に基づく情報提供・説明を行ったことを確認するため **「地域住民等への説明等状況報告書」を添付して提出**

#### 【説明の対象者】

設置許可に必要な住民説明会の対象者と同じ

#### 【説明方法】

- 説明会の開催を推奨
- ポスティング、戸別訪問、回覧板なども可
- ポスティング等の場合、概ね1～2週間程度の意見募集期間を設けるよう依頼

**いずれも事業者は市町村と相談して、  
対象者や説明方法などを決定**

### 3. 届出に必要な地域住民等への説明

#### 【説明事項】

#### ① 事業計画

- ・ 事業者名、設置場所、位置及び面積、出力、実施予定期間、など
- ・ 施設の設置から事業終了後の対応について

#### ② 維持管理計画

#### ③ その他必要な説明

#### 【説明の実施】

- 説明の内容、意見・質問の状況とそれに対する対応・回答を要約した概要を報告書に記載
- 説明で実際に使用した資料を添付
- 報告書には記載内容の市町村確認欄

## 4. 本WGの論点における課題

### 1 住民説明を実施したことの担保

- ・ 本県では太陽光条例があり、かつ、市町村の協力規定あり
- ・ 全国的には、事業者に担保を求める（写真撮影など）か

### 2 事業の影響と予防措置に求める対応策のレベル

- ・ 本県太陽光条例では、設置規制区域において防災対策や環境・景観への配慮などの対策が講じられた施設は許可するとしており、環境影響評価の実施を求めている
- ・ FIT法は再エネ導入を促進する目的の法律であり、範囲や要件等を適切に設定しなければ、その目的の妨げに